

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和 6 年度）

住 所 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

事業者名 横浜市交通局
代表者名 横浜市交通事業管理者
三村 庄一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ブルーライン 32 駅	・ブルーライン 32 駅ホームの段差・隙間縮小（2026 年度完了予定） 上永谷駅、弘明寺駅、蒔田駅、吉野町駅、阪東橋駅、伊勢佐木長者町駅、高島町駅、三ッ沢下町駅、三ッ沢上町駅（いずれも 2025 年度完了予定） ・バリアフリーに対応したトイレリニューアル 新羽駅（2026 年度完了予定）	・駅ホームの段差・隙間縮小 湘南台駅、下飯田駅、立場駅、中田駅、踊場駅、戸塚駅、舞岡駅、下永谷駅、港南中央駅、関内駅、桜木町駅、横浜駅、センター南駅（2024 年度完了） ・バリアフリー整備を含めた駅の大規模改良工事 新横浜駅（2024 年度完了）

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
研修の実施	スロープ板の取り扱いや介助に関する実技を、バリアフリーに関する研修において習得する。	バリアフリーに関する研修を計画通り実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
介助及び啓発の実施	・乗降時に係員による介助を行う。 ・「声かけ・サポート」運動強化キャンペーンに参加し、お困りのお客様に対して職員だけでなく、お客様にも助け合いのお声かけにご協力をお願いする。	必要に応じて介助を行うとともにキャンペーンを計画通り実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅構内案内設備の設置 トイレ案内設備の設置 エスカレーターへの音声案内装置の設置	- 点字および音声で駅構内の案内ができる設備（音声案内付触知案内板）を順次設置する。 - 点字および音声でトイレの構造の案内ができる設備（音声案内付触知案内板）を順次設置する。 - エスカレーターに行き先及び昇降方向を知らせる音声案内装置を設置	エスカレーターへの音声案内装置の設置 三ッ沢下町駅・新横浜駅（2024年度完了）

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
教育訓練の実施	サービス介助士を講師とした教育訓練を、駅係員を対象に実施する。	研修を計画通り実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
広報及び啓発活動の実施	国が実施するキャンペーンに参加するとともに、他事業者と連携しながら、駅構内のポスター掲出や放送等を通じて利用者への広報・啓発を図る。	駅構内ではポスターを掲出し、車内では画像を放映することで、適正な配慮について広報及び啓発を行った。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

(3) 報告書の公表方法

横浜市交通局ホームページに掲載

(4) その他

Ⅱ 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況（鉄道駅ごとに記入）

（令和7年3月31日現在）

鉄道駅の名称	路線名	所在都道府県 市町村	一日当たり の利用者数	有人駅 、無人駅 の別	公共交通 移動等円 滑化基準 法令適合 の有無	段差への 対応	プラット ホームの 数	段差が解 消されて いるプラ ットホー ムの数	エレベ ーターの 設置基数	エスカレー ターの設置基 数	その他の 昇降機の 設置基数	傾斜路の 設置箇所 数	視覚障害 者誘導用 ブロック の設置の 有無	案内設備 の設置の 有無	障害者対 応型便所 の設置の 有無	障害者対 応型改札 口の設置 の有無	障害者対 応型券売 機の設置 の有無	車椅子使 用者の円 滑な乗降 が可能な プラット ホームの 数	転落防止 のための 設備の設 置の有無
湘南台	高速鉄道1号線	神奈川県藤沢市 湘南台	22,848			○	1	1	1(1)	3				○	×	○	○	1	○
下飯田	高速鉄道1号線	神奈川県横浜市 泉区	4,329			○	1	1	1(1)	1					×	○	×	1	○
立場	高速鉄道1号線	神奈川県横浜市 泉区	10,149			○	1	1	1(1)	4		1(1)			×	○	×	1	○
中田	高速鉄道1号線	神奈川県横浜市 泉区	8,702			○	1	1	3(3)	7					×	○	×	1	○
踊場	高速鉄道1号線	神奈川県横浜市 泉区	8,851			○	1	1	3(3)	8					×	○	×	1	○
戸塚	高速鉄道1号線	神奈川県横浜市 戸塚区	41,270			○	1	1	2(2)	6		1(1)		○	○	○	○	1	○
舞岡	高速鉄道1号線	神奈川県横浜市 戸塚区	2,761			○	2	2	3(3)					○	○	○	×	2	○
下永谷	高速鉄道1号線	神奈川県横浜市 港南区	4,933			○	2	2	3(3)	2				○	○	○	×	2	○
上永谷	高速鉄道1号線	神奈川県横浜市 港南区	16,384			○	2	2	3(3)			2(2)			×	○	×	2	○
港南中央	高速鉄道1号線	神奈川県横浜市 港南区	9,157			○	2	2	3(3)	3				○	○	○	○	2	○
上大岡	高速鉄道1号線	神奈川県横浜市 港南区	33,405			○	1	1	4(4)	2				○	○	○	○	1	○
弘明寺	高速鉄道1号線	神奈川県横浜市 南区	10,080			○	2	2	3(3)					○	○	○	×	2	○
蒔田	高速鉄道1号線	神奈川県横浜市 南区	11,150			○	2	2	3(3)	2				○	○	○	○	2	○
吉野町	高速鉄道1号線	神奈川県横浜市 南区	8,472			○	1	1	2(2)					○	○	○	○	1	○
阪東橋	高速鉄道1号線	神奈川県横浜市 中区	11,726			○	1	1	2(2)					○	○	○	○	1	○
伊勢佐木長者町	高速鉄道1号線	神奈川県横浜市 中区	9,679			○	1	1	2(2)	2				○	○	○	×	1	○
関内	高速鉄道1、3号	神奈川県横浜市 中区	20,271			○	2	2	4(4)	6		1(1)		○	○	○	○	2	○
桜木町	高速鉄道3号	神奈川県横浜市 中区	20,226			○	1	1	1(1)	3				○	○	○	○	1	○
高島町	高速鉄道3号	神奈川県横浜市 西区	4,957			○	1	1	2(2)	6				○	○	○	○	1	○
横浜	高速鉄道3号	神奈川県横浜市 西区	63,471			○	1	1	2(2)	4		1(1)		○	○	○	○	1	○
三ツ沢下町	高速鉄道3号	神奈川県横浜市 神奈川区	6,310			○	2	2	3(3)	7				○	○	○	×	2	○
三ツ沢上町	高速鉄道3号	神奈川県横浜市 神奈川区	7,310			○	2	2	3(3)	8					○	○	×	2	○
片倉町	高速鉄道3号	神奈川県横浜市 神奈川区	10,552			○	2	2	3(3)	5				○	○	○	×	2	○
岸根公園	高速鉄道3号	神奈川県横浜市 港北区	5,963			○	2	2	3(3)	2					○	○	○	2	○
新横浜	高速鉄道3号	神奈川県横浜市 港北区	36,989			○	1	1	5(5)	10				○	○	○	○	1	○
北新横浜	高速鉄道3号	神奈川県横浜市 港北区	6,423			○	1	1	1(1)	1		1(1)		○	×	○	×	1	○
新羽	高速鉄道3号	神奈川県横浜市 港北区	10,734			○	2	2	2(2)	3				○	×	○	×	2	○
仲町台	高速鉄道3号	神奈川県横浜市 都筑区	15,277			○	2	2	2(2)	2					×	○	×	2	○
センター南	高速鉄道3、4号	神奈川県横浜市 都筑区	40,843			○	2	2	4(4)	7		2(2)		○	○	○	○	2	○
センター北	高速鉄道3、4号	神奈川県横浜市 都筑区	36,901			○	2	2	3(3)	10		1(1)		○	○	○	○	2	○
中川	高速鉄道3号	神奈川県横浜市 都筑区	8,466			○	2	2	3(3)	5					×	○	×	2	○
あざみ野	高速鉄道3号	神奈川県横浜市 青葉区	38,206			○	1	1	3(3)	7				○	○	○	○	1	○
中山	高速鉄道4号	神奈川県横浜市 緑区	14,209			○	1	1	3(3)	10			○	○	○	○	○	1	○
川和町	高速鉄道4号	神奈川県横浜市 都筑区	4,881			○	1	1	3(3)	2			○	○	○	○	○	1	○
都筑ふれあいの 丘	高速鉄道4号	神奈川県横浜市 都筑区	10,354			○	1	1	1(1)	2			○	○	○	○	○	1	○
北山田	高速鉄道4号	神奈川県横浜市 都筑区	12,750			○	1	1	3(3)	7			○	○	○	○	○	1	○
東山田	高速鉄道4号	神奈川県横浜市 都筑区	5,193			○	1	1	1(1)	2		1(1)	○	○	○	○	○	1	○
高田	高速鉄道4号	神奈川県横浜市 港北区	8,132			○	2	2	3(3)	9			○	○	○	○	○	2	○
日吉本町	高速鉄道4号	神奈川県横浜市 港北区	8,297			○	1	1	1(1)	2		1(1)	○	○	○	○	○	1	○
日吉	高速鉄道4号	神奈川県横浜市 港北区	37,876			○	1	1	3(3)	8			○	○	○	○	○	1	○
(合計) 計 駅				駅	駅	40駅	57	57	40駅 (101) 基	35駅 (168) 基		10駅 12か所	8 駅	33駅	30駅	40駅	24駅	40駅	40駅

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

(1) 過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3 万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が3000人以上 3 万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第 2 号様式)

注 1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は 1 鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第 4 条及び第18条の 2 の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第 4 条第 7 項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第 4 条第 9 項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第 4 条第 6 項及び第 6 条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第 9 条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所（公共交通移動等円滑化基準省令第13条第 2 項の基準に適合するものをいう。第10号、第 12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口（公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機（公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第 1 項第 1 号から第 3 号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第 1 項第 6 号から第 8 号までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が 3 億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。